

日 薬 業 発 第 489 号  
令 和 2 年 3 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 田 尻 泰 典

医療用麻薬携帯輸出入制度に関する情報提供について（協力依頼）

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

麻薬及び向精神薬取締法において、自己の疾病の治療の目的で医療用麻薬の交付を受けこれを施用している患者の方については、厚生労働大臣の許可を受けることにより、当該医療用麻薬を携帯して輸出入することが可能となっています。

今般、医療用麻薬の交付を受けた患者へのより効果的な周知を図るため、情報提供について協力依頼が参りました。薬局においては、①服薬指導の際に患者の海外渡航予定が明らかになった場合には許可が必要であること等を説明する、②併せて、参考として患者に地方厚生局麻薬取締部ホームページ（以下参照）を紹介する、③薬剤情報提供文書又はこれに準ずる文書には、医療用麻薬を携帯して海外に渡航する場合は事前に当該医薬品を処方した医師若しくは歯科医師又は調剤した薬剤師に相談いただきたいことと、医療用麻薬の携帯輸出入制度の詳細は、地方厚生局麻薬取締部のホームページに掲載されていることを情報提供するよう求められております。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

○厚生労働省 地方厚生局麻薬取締部 ホームページ

「麻薬等の携帯輸出入許可申請を行う方へ」

<http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 13 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

### 医療用麻薬携帯輸出入制度に関する情報提供について（協力依頼）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）に基づく医療用麻薬等の適正な管理等につきましては、日頃より御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法においては、個人が行う麻薬の輸出入を原則として禁止しているところですが、自己の疾病の治療の目的で医療用麻薬の交付を受けこれを施用している患者の方については、法第 13 条ただし書及び第 17 条ただし書に規定する厚生労働大臣の許可を受けることにより、当該医療用麻薬を携帯して輸出入することが可能となっています。

上記の医療用麻薬の携帯輸出入制度については、厚生労働省においてその詳細をホームページに掲載しているところですが、医療用麻薬の交付を受けた方々に対してより効果的な周知を図るため、下記のような情報提供を御検討いただきますよう、貴会会員の御協力をお願いします。

### 記

- 1 医師又は歯科医師が患者に医療用麻薬を処方するに当たり、患者が医療用麻薬の施用中に海外に渡航する予定であることが明らかになった場合には、あらかじめ必要な許可を受けなければ、医療用麻薬を日本から携帯して持ち出したり、日本に携帯して持ち込んだりすることができないこと（許可の申請のためには、医師又は歯科医師の診断書や医療用麻薬の製品名が分かる資料が必要となることを含む。）を患者に説明いただくとともに、参考として、以下の厚生労働省のホームページを紹介いただくこと。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可

申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>

2 薬剤師が医療用麻薬に関する服薬指導を実施するに当たり、患者が医療用麻薬の施用中に海外に渡航する予定であることが明らかになった場合には、あらかじめ必要な許可を受けなければ、医療用麻薬を日本から携帯して持ち出したり、日本に携帯して持ち込んだりすることができないこと（許可の申請のためには、医師又は歯科医師の診断書や医療用麻薬の製品名が分かる資料が必要となることを含む。）を患者に説明いただくとともに、参考として、以下の厚生労働省のホームページを紹介いただくこと。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>

3 患者の方へ医療用麻薬を交付する際に併せて交付する、薬剤情報提供文書又はこれに準ずる文書（以下「文書」という。）に関し、医療機関や薬局においては、文書作成システムの更新時などに、システムの一部を改修し、文書に以下のような情報を記載すること。

- (1) 医療用麻薬を携帯して海外に渡航する場合には、事前に、この医薬品を処方した医師若しくは歯科医師又は調剤した薬剤師に相談いただきたいこと。
- (2) 医療用麻薬の携帯輸出入制度の詳細は、以下のホームページに掲載されていること。

・厚生労働省地方厚生局麻薬取締部ホームページ「麻薬等の携帯輸出入許可申請を行う方へ」 <http://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>